

## 廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

## 1. 事業の概要

我が国では、有害廃棄物等の輸出入は「バーゼル法」及び「廃棄物処理法」により規制されているが、近年、有害廃棄物等の輸出入の増加に伴い、不適正な輸出入が相次いでいる。これに対処するためには、バーゼル条約の施行体制の強化が急務である。

環境省では、バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の輸出入に関する手続きや審査等を実施しているほか、施行体制の強化の一環として、諸外国の輸出入規制制度の調査、事業者向けのバーゼル法等に基づく輸出入規制制度の広報活動、個別の輸出入事案が法令に基づく手続きが必要か否かを判断する事前相談制度の実施等を通じて、制度運用の強化を図ってきた。

平成20年度は、有害廃棄物等の輸出入に関する施行体制の強化をさらに図るため、事前相談制度及び税関での貨物検査の体制整備を行う。またバーゼル法に基づく規制対象物について、国際的動向及び国内での処理状況等を踏まえ、専門家の意見を聞きつつ、その判断基準の明確化を行う。さらに、バーゼル条約に適切な施行のためにバーゼル条約に定められた業務の実施、広報活動等を引き続き行う。

## 2. 施策の効果

## &lt;アウトプット&gt;

事前相談体制の強化

税関での貨物検査の強化

バーゼル条約規制対象物に関する基準

締約国規制状況等データベース(ウェブサイト上に掲載)

事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子

## &lt;アウトカム&gt;

- ・資源循環の不法輸出入の未然防止
- ・条約に対応するための業務の円滑化
- ・事業者のバーゼル法等の普及

## 3. 備考

環境保全調査費 69,583千円

(内訳)バーゼル条約対策費 69,583千円